

センターだより

第3号 令和2年12月8日

小松島市青少年健全育成センター

<冬休みをむかえるにあたって>



もうすぐ冬休みになりますね。

今年は、新型コロナウイルスの影響で変則的な学校生活を過ごすことになりました。冬休みの過ごし方も例年とはちがったかたちになると思いますが、それぞれに工夫を凝らして、安全・安心に楽しく過ごしてください。

この時期は、一年を振り返り新しい年に向かって新たな目標を立てるのによいチャンスでもあります。特に、新年4月から就職や進学によって、生活が大きく変わる人は積極的に4月以降の自分自身の姿をイメージしてみましょう。きっと、楽

しく創造的な目標が立てられるのではないのでしょうか。

これからますます寒さが厳しくなってきます。様々な場面で「**新たな生活様式（マスクの着用、手洗い・手指消毒、3密の回避など）**」を遵守してください。そして、新型コロナウイルスに感染しないことはもとより、風邪やインフルエンザにもかからないようにして、始業式にはみんなで元気に登校しましょう。

<自転車の交通安全について>

今年6月、「改正道路交通法」が衆議院本会議で可決・成立しました。

ただちに政府は「改正道路交通法施行令」を閣議決定し、6月30日から施行されました。この法律では、「**自転車のあおり運転**」も**危険行為として規定し追加**されました。先日、埼玉県桶川市で、施行後初めて「あおり運転」が適用された逮捕者が出ました。

自転車では、これまでに酒酔いや信号無視など14項目が危険行為に指定されていました。14才以上の人は、**3年間に2回以上の摘発を受けた場合、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられており、受講しないと5万円以下の罰金と定められています。**

改正令では、あおり運転を「妨害運転」として15項目に規定しました。



具体的には、自動車やバイク、他の自転車などの通行を妨げる目的での

- ・逆走して進路をふさぐ
- ・幅寄せ
- ・進路変更
- ・不必要な急ブレーキ
- ・ベルを執拗に鳴らす
- ・車間距離の不保持
- ・追い越し違反

等が想定されています。

また、自転車は道路交通法によって「軽車両」と定められており、あおり運転以外の違反者には以下のような罰則規定が定められています。

- ・ **信号無視** 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ **携帯電話使用運転** 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ **傘差し運転** 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ **無灯火運転** 5万円以下の罰金
- ・ **二人乗り運転** 2万円以下の罰金または料料
- ・ **並進運転** 2万円以下の罰金または料料
(普通自動車並進可の標識がある道路を除く)

イヤホンで音楽等を聞きながらの運転も禁止です。

これらの違反者も、3年以内に2回以上の摘発を受けた場合、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられています。

講習は、3時間拘束で5,700円の受講料が必要となります。

<携帯・スマホ等の正しいつきあい方>

携帯・スマホの使用に関連した被害やトラブルが全国で多発しています。次のようなルールに基づいた使用を心がけましょう。

1. フィルタリングをしよう。
2. LINEやメールの返事がなくても苛つかない。
相手の時間も尊重しよう。
3. 悪口を書かない。悪口に参加しない。
4. SNS等への不用意な投稿をしない。
個人情報絶対に教えない。
写真なども送らない。
5. 歩行中や自転車乗車中は使用しない。
6. トラブルになった時は、保護者や先生に相談する。



小松島市青少年健全育成センター

電話・FAX (0885) 32-1398

電話相談 (0885) 32-5560

(なんでも相談ください。秘密は守ります。)